

○洞爺湖町議会事務局設置条例

平成 18 年 4 月 6 日  
条例第 155 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 2 項の規定により、洞爺湖町議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 6 日から施行する。

○洞爺湖町議会事務局処務規程

平成 18 年 4 月 6 日

議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、洞爺湖町議会事務局(以下「事務局」という。)の事務を処理するために必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 事務局に次の係を置く。

(1) 庶務係

(2) 議事係

2 係に係長を置く。

3 前項に定めるもののほか、必要に応じ、主査を置くことができる。

4 係に必要な職員を置く。

(事務分掌)

第 3 条 各係の事務分掌は、次のとおりとする。

係名	事務分掌
庶務係	(1) 公印に関すること。
	(2) 議員の身分に関すること。
	(3) 議員の議員報酬及び費用弁償に関すること。
	(4) 職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関すること。
	(5) 儀式、交際及び接遇に関すること。
	(6) 文書の收受、編集及び整理保存に関すること。
	(7) 条例及び規則等の制定改廃に関すること。
	(8) 議会各室の使用管理に関すること。
	(9) 町議会議長会に関すること。
	(10) 議員共済会に関すること。
	(11) 議員会に関すること。
	(12) 議会広報の発行に関すること。
	(13) その他議事係に属しないこと。
議事係	(1) 本会議に関すること。
	(2) 常任委員会及び特別委員会に関すること。
	(3) その他諸会議に関すること。
	(4) 議案、請願、陳情及び意見書等に関すること。
	(5) 会議録の作成に関すること。
	(6) 委員会等諸会議の記録作成に関すること。
	(7) その他議事一般に関すること。

(平 19 議会告示 7・平 20 議会告示 1・一部改正)

(決裁及び代決)

第 4 条 事務の処理は、次条に定めるものを除くほか、すべて議長の決裁を受けなければならない。

2 事務局長に事故があるときは、庶務係長がその事務を代決する。

3 事務局長及び庶務係長に事故があるときは、議事係長がその事務を代決する。

4 代決した場合には、簡易なる事項を除き、後関に供しなければならない。

(専決事項)

第 5 条 次に掲げる事項は、事務局長において専決することができる。

(1) 職員の休暇、欠勤、早退及び忌引に関すること。

(2) 各種統計資料の収集に関すること。

- (3) 職員の時間外勤務命令に関する事。
- (4) 議会の各室の使用許可に関する事。
- (5) 簡易な申請、照会、回答及び通知に関する事。
- (6) その他簡易な事項の処理に関する事。

(準用)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務の処理及び職員の服務等については、洞爺湖町の関係規程を準用する。

附 則

この告示は、平成18年4月6日から施行する。

附 則(平成19年3月30日議会告示第7号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日議会告示第1号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。